令和４年９月１日

保護者　様

野田市教育委員会

教育長　染谷　篤

今後の園・学校生活について

日頃より、本市教育行政及び学校経営へのご理解ご協力に感謝いたします。

夏休みが終わり、子ども達の元気な姿が園や学校に戻ってきました。コロナ禍の中でしたが、家族や友達との思い出もたくさんできたことと思います。中学校では、７月中旬より葛北大会が行われました。どの会場でも中学生が一生懸命に競技する姿が見られ、胸が熱くなりました。多くの３年生にとって、中学校の部活動を総括でき、思い出に残る時間になったのではないでしょうか。

さて、野田市の感染者数は夏休み期間上旬において、これまでにない多数の感染者が報告されました。８月中旬以降、減少傾向ではありますが、学校における感染防止対策は今後も継続して強化していく必要があります。

つきましては、今後の教育活動について、園児児童生徒の健康と安全を考え、文部科学省等からの通知やガイドラインに従って、引き続き感染防止対策を徹底しながら、下記の通り対応して参りますのでご協力をお願いいたします。また、残暑の厳しい時期からの登校となり、感染症対策と熱中症予防の両立を目指す上で、朝の健康観察が大切です。保護者の皆様には引き続きご協力をお願いいたします。

なお、下線部分が前回通知した内容に新しく加えたり、変更したりしたものとなります。

記

１　９月１日以降の園・学校生活について

　●　家庭での検温や健康観察を確実に行い、毎朝、健康カードを提出します。

　●　「３つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの基本的な感染症対策を継続して行っていきます。

　●　給食時は、引き続き向かい合わずに会話を控えて食べます。

　●　感染防止対策を講じた上、通常の活動に近づくように取り組んでいきます。ただし感染リスクの高い活動（合唱や管楽器演奏、調理実習等）については、換気、身体距離の確保や手洗いなどの感染対策を十分に行った上で実施していきます。

　　※学校の規模や設備等の状況で、実施の方法が異なりますのでご了承ください。

２　マスクの着用について

　●　校内で身体的距離が十分に確保できる場合はマスクの着用は必要ありません。

　●　気温や暑さ指数が高い時等、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合はマスクを外します。

●　屋外での活動、登下校時、園児児童生徒が暑さで息苦しいと感じた時等はマスクを外します。

●　体育の授業においてはマスクを外します。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症によるリスクがない場合には、マスクを着用します。

３　修学旅行・林間学校等、宿泊を伴う行事及び校外学習（市外）について

* 計画通り実施する予定ですが、次の記載の要件を満たした場合は中止・延期とします。

○目的地が「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の発令対象地の場合。

○野田市が「まん延防止等重点措置」の発令期間中の場合は、野田市や目的地の感染状況により教育委員会と協議の上実施の判断をします。ただし「緊急事態宣言」の場合は中止・延期とします。

４　運動会・体育祭について

* 学校の規模や校庭の練習時間等を考慮し、時間や種目、参観者の受け入れ等を工夫し、感染防止策を講じて行います。

５　部活動の対外試合等について

* 「部活動ガイドライン」に沿って活動を行います。なお、「まん延防止等重点措置」発令期間中は、校内の練習、市内の練習試合への参加は可とします。「まん延防止等重点措置」が発出されていない場合は、校内の練習、市外への練習試合を可とします。

６　園児児童生徒の出席について

* 園児児童生徒本人に発熱や風邪症状のある場合は、登校せず早めに医療機関等受診してください。欠席となる場合は「出席停止」扱いとします。
* 子どもが感染する場合の多くは家庭内感染です。同居するご家族に発熱や風邪症状がある場合は、本人が健康の場合でも家族の健康状況が良好と確認されるまで、登校を控えることを勧めます。欠席する場合は「出席停止」扱いとします。
* 園児児童生徒本人が「新型コロナウィルスワクチン接種」を受けた場合や、接種後発熱等の症状がみられ、欠席する場合は「出席停止等」扱いとし、遅刻・早退する場合は出席と同様な扱いとします。

７　学校外の生活について

　●　学校・園外のスポーツ活動や習い事等においても、上記２の学校と同じ基準で参加し、マスク着用や食事（弁当を食べながら向かい合って大声で話さない）等、学校と同じ生活様式を心がけるようにお願いします。

　●　部活動の大会や練習試合に参加する際にも、上記６と同様な対応をお願いします。

　●　学校外や休みの日であっても、学校生活で身につけた感染予防行動を園児児童生徒の判断で実践できるように、ご家庭においてもご協力をお願いします。

８　園児児童生徒本人が「陽性」と判明したときの連絡方法について

　● 平日に陽性と判定された場合は、園・学校に医療機関、健康状態、今後の対応等を報告してください。 学校休業日（土・日・祝）に陽性と判定された場合は、休業明けの登校日に園・学校に連絡してください。